

社援発 0331 第 13 号  
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各市長殿  
特別区長  
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公印省略 )

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、本通知を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期したい。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号)

改正後	改正前
第1・2 (略)	第1・2 (略)
第3 医療扶助実施方式 1～4 (略) 5 調剤の給付 (1) (略) (2) 後発医薬品の給付  <u>法第34条第3項の規定に基づき、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたときは、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。</u> また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。 <u>なお、後発医薬品の給付に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。</u>	第3 医療扶助実施方式 1～4 (略) 5 調剤の給付 (1) (略) (2) 後発医薬品の給付  <u>ア 指定医療機関及び指定薬局における取組</u> <u>医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたときは、次のとおりの取扱いにより、後発医薬品を調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。</u> また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。 <u>(ア) 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としている場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。</u> <u>(イ) ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。</u> <u>(ウ) 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。</u> <u>ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から福祉事務所に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時までに）薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。</u> <u>イ 福祉事務所における取組</u> <u>上記アの(ア)の場合又は(ウ)の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めるこ</u>
6～13 (略)	6～13 (略)
第4～8 (略) 様式第1号～様式第37号 (略) 別紙第1号～別紙第4号の4 (略)	第4～8 (略) 様式第1号～様式第37号 (略) 別紙第1号～別紙第4号の4 (略)